

沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)整理票(将来像1)

基本計画改定(案)	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>1 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に する島を目指して</p> <p>【将来像実現への道筋】 沖縄は豊かな自然環境と風土・伝統に根ざした文化を有しています。これらの資源は、ホスピタリティあふれる県民性を形成する源であることに加え、人々を魅了し惹きつける要素であり、沖縄が持続的発展を志向する上において大いなる力となります。</p> <p>このため、豊かな自然を守り育みながら持続的に発展できる沖縄の実現に向け、自然は天賦の貴重な財産であるとの認識を共有し、環境保全の先駆的モデル地域となるべく「環境共生フロンティア沖縄」と位置付け、自然への理解を深めつつ、環境への負荷を最小限に抑制し、自然環境と経済活動が両立した社会に構造転換していきます。</p> <p>また、戦後の生活様式の変化や価値観の多様化の進展等が相まって沖縄の歴史に対する認識や伝統文化の継承に対する危機感が強まりつつある現状を踏まえ、県民自身が先史以来の文化遺産や伝統文化への理解と誇りを再認識できる環境を構築するとともに、文化資源を産業振興に生かすための戦略的取組を展開するなど、持続的に文化振興が可能となる基盤の形成を図ります。</p> <p>あわせて、沖縄らしい風景づくりを推進し、住民一人ひとりが誇りと愛着の持てる地域を創造するとともに、誰もが快適に暮らせる人に優しいまちづくりに取り組めます。</p>				
<p>(1) 自然環境の保全・再生・適正利用 【基本施策の展開方向】 人口や観光客の増加、さらには経済活動の進展など沖縄を取り巻く社会経済環境が変化中、沖縄の豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、生物多様性の保全に取り組むとともに、陸域・水辺環境の保全、自然環境の適正利用に努めるほか、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生に取り組めます。また、自然環境を次世代に継承するため、県民参画と環境教育の推進を図ります。</p>	<p>(1) 自然環境の保全・再生・適正利用 【基本施策実施による成果等】 県民一人ひとりが、沖縄の自然環境が貴重な財産であることを認識し、県民全体で自然環境保全、再生及び適正利用に取り組むことにより、沖縄の多様な自然環境を次世代に継承するため、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア 生物多様性の保全 沖縄の自然環境が育んでいる多様な生物と生態系は、文化・産業・防災等の面において多くの恩恵を与える一方、繊細で壊れやすい特性を持っています。このことを踏まえ、希少種をはじめ多種多様な生物がそれぞれにふさわしい環境で生息する健全な生態系が持続できるよう、沖縄の豊かな生物多様性を保全します。</p> <p>このため、希少生物をはじめとした沖縄の野生生物やサンゴ礁等の保全に向け、これらの実態把握調査を行うとともに、絶滅危惧種に選定された種の生息・生育地</p>	<p>ア 生物多様性の保全 外来種対策として、マングース対策事業によるやんばる地域でのマングース捕獲や外来種対策事業によるグリーンアノール、インドクジャク等の生息範囲の把握、捕獲手法開発に努めており、現在のところ、沖縄の絶滅種数は増加していない。</p> <p>また、これら取組により、環境省によるヤンバルクイナの推定個体調査では、平成17年度の700羽が平成26年度には約1,300～1,500羽程度まで回復していることが確認され、沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲についても、平成27年度は182メッシュまで拡大し、現時点で目標値を達成している。</p>	<p>ア 生物多様性の保全 本県は亜熱帯性気候のもと、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後の社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されていることから、これまで収集した生物多様性に関するデータの整理と併せ、更なる情報の収集・研究・教育普及を図ることが極めて重要である。このため日本学術会議を初</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>の保全及びかく乱防止、種の保存法に基づく保護・増殖、在来種の保護・保全に向けた研究等に努めるほか、「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、県民、事業者、NPO、研究機関、行政が一体となった推進体制を構築します。</p> <p>日本学術会議をはじめ県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」については、本県の生物多様性の豊かさやその重要性がより多くの人に認識され、保全意識の向上が期待できるとともに、東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点となり得る施設であることから、今後あらゆる機会を捉えて誘致に努めていきます。</p> <p>また、外来種対策については、生息状況、被害状況等の調査を実施し、これに基づく防除対策に努めるほか、新たな外来種の侵入防止対策等を推進するとともに、沖縄本島北部地域でのマングースの防除に取り組みます。</p> <p>さらに、サンゴ礁生態系の保全再生を図るため、オニヒトデの早期段階からの情報把握と発生のメカニズム解明に努め、大量発生時には、官民協働によるオニヒトデの集中的な駆除等を実施します。あわせて、サンゴ礁生態系に関する知見の蓄積、国のモニタリング結果による情報把握、赤土等流出など陸域からの環境負荷対策、サンゴの植付け・再生技術の普及推進など、総合的なサンゴ礁保全活動に取り組みます。</p>	<p>海域生物を保護するため、開発行為の規制等を行う海洋保護区の指定に向けて取り組んでおり、環境省が示す海洋保護区の定義「法律及び慣習を含む手段により、海域及び沿岸の生物多様性が周辺よりも高いレベルで保護されている区域」に即し、海洋保護区を拡大するため、本島南部の沖縄戦跡国定公園区域の海域公園地区の拡大に取り組んだ。平成25年に八重山地域の石西礁湖の保護を目的に漁業者を中心とした活動組織が自主的にサンゴ礁を保護するための区域を設定したことから、海洋保護区の設置数については、既に目標値を達成している。</p> <p>このほか、生物多様性の保全のために本県が取り組むべき方向性として、平成24年度に「生物多様性おきなわ戦略」を、平成26年度に「沖縄県総合沿岸域管理計画」をそれぞれ策定した。また、「レッドデータおきなわ」については、平成29年度までの改訂完了を目指し、改訂に必要なデータの収集・整理を行った。</p> <p>さらに、サンゴ礁生態系の保全再生を図るため、平成27年度までに累計110,642本のサンゴ種苗の植付けを行い、また、オニヒトデ対策として、県内11海域においてオニヒトデの駆除を行うとともに、平成25年度にオーストラリア国立海洋科学研究所(AIMS)と研究協力協定を締結し、効率的なオニヒトデ対策の研究に取り組んでいる。</p>	<p>め県内外で議論が進められている「国立自然史博物館」については、これら情報の収集・研究・教育普及はもとより、東アジアとの学術的な連携や研究人材の育成等の拠点となり得る施設であることから、今後あらゆる機会を捉え、関係機関に対して同博物館の誘致についての協議等を進める必要がある。</p> <p>また、人為的に持ち込まれた外来種により、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕していることから、外来種の防除及び進入防止対策を講じる必要がある。</p> <p>さらに、サンゴについても、オニヒトデの大量発生や農地等からの赤土等流出、加えて高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けていることから、引き続き、保全・再生に取り組む必要がある。</p> <p>あわせて、野生生物等の保全については、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握が必要である。</p>		
<p>イ 陸域・水辺環境の保全</p> <p>自然環境は私たちに様々な恵みを与えてくれるかけがえのない重要な存在であるという認識のもと、野生生物にとって住みよい環境や県民の憩いの場としての自然環境を確保するため、森林、河川、干潟、藻場等の陸域・水辺環境を保全します。</p> <p>このため、自然保護地域については、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区等それぞれの適正な配置・管理及び利用を図るとともに、新たな保護区域の指定等を推進します。</p> <p>また、琉球諸島の世界自然遺産登録に向け、国、県、町村、地元の関係団体の連携により国立公園化されたやんばる地域及び西表島の遺産価値を維持管理する仕組みの構築や外来種対策に取り組むとともに、地域住民への普及啓発を図るなど世界自然遺産の登録に向けた条件整備に努めます。</p> <p>さらに、県花であるデイゴについては、デイゴヒメコバチ等による病害虫被害の防除対策を実施し保全を図ります。また、県木であるリュウキュウマツについては、松くい虫等による被害軽減に向け、天敵昆虫による防除技術の確立等を図るとともに、集中的な駆除の実施など実効ある保全対策を推進します。</p> <p>赤土等流出問題については、「沖縄県赤土等流出防止基本計画」に基づき、流域協議会の設立・活動支援など流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を促進するほか、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な対策を推進します。</p> <p>水質汚濁対策については、事業者に対する監視指導や河川浄化等に関する普及啓発活動を実施するとともに、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽など各種汚水処</p>	<p>イ 陸域・水辺環境の保全</p> <p>沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、法令等に基づき自然環境を保護する区域の拡大に努めた。平成24年度に鳥獣保護法に基づき2か所の鳥獣保護区(826ha)を新規で指定し、当該2か所を含む鳥獣保護区の位置・範囲・規制内容等について広く周知し、新規指定に向けて地元自治体等に働きかけを行うなど、区域の拡大に努めたものの、新規の指定には至っておらず、また、他法令等による保護区域の指定もなかったことから、自然保護区域面積の目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>赤土等流出防止対策については、沖縄県赤土等流出防止条例による開発行為の届出が浸透してきたこと、赤土等流出対策の技術及び意識の向上が図られたことなどから、開発現場からの流出量が抑えられており、海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合は、目標値を達成する見込みである。</p> <p>大気汚染対策については、大気の状態を確認するため、常時監視や有害大気汚染物質の測定を継続して実施したほか、微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析を行ったところ、東アジア地域越境由来の成分があることが分かった。測定の結果、中国大陸からの原因物質の移流による影響が一因と考えられている光化学オキシダントが基準値を超過していることから、大気環境基準については、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>水質汚濁対策については、浄化槽設置者に対する講習会や「浄化槽の日」イベントを集客力の高い施設等で開催し、維持管理の意識向上を図るとともに、汚水処理施設を整備したことで、汚水処理人口普及率は着実に向上している。しかし、生活排水の流入によって、河川水質環境基準及び海域水質環境基準については、一部水域で基準値を達成出来ていないことから、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>このほか、世界自然遺産登録については、候補地となる西表島地域とやんばる地域の国立公園区域の指定等が必要であったことから、それぞれの地域において、関係機関と協議を行い、国にお</p>	<p>イ 陸域・水辺環境の保全</p> <p>沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理や新たな保護地域の指定に取り組むとともに、琉球諸島の世界自然遺産登録に向けて、国立公園の拡張や外来種駆除などに引き続き取り組む必要がある。</p> <p>また、海域生態系に著しい負荷を与えている赤土等については、漁業や観光産業への影響など産業振興の観点からも問題となっているため、引き続き、流出防止対策に取り組むとともに、県民の生活及び活動とも密接に関わることから、地域住民の主体的な取組を促進する必要がある。特に農地からの赤土等流出量の割合が顕在化してきているため、営農関係機関や地元農家との連携体制の構築など、農地からの赤土等流出防止対策に一層取り組む必要がある。</p> <p>さらに、大気汚染及び水質汚濁については、一部環境基準を達成できていない状況にあるほか、近年、大陸からの大気汚染物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生していることから、県民の健康保護及び生活環境の保全を図るために必要な対策が求められている。</p> <p>あわせて、リュウキュウマツの松くい虫による被害については、効果的な防除対策の継続が求められている。</p> <p>このほか、土壌汚染については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>理事業の連携により地域の実情に応じた効果的な整備等を推進するほか、地下水質のモニタリングを実施し現状把握に努めます。</p> <p>土壌汚染対策については、事業者への土壌調査の実施や汚染土壌の適正管理に関する指導等を強化します。大気汚染対策については、大陸からの越境汚染の状況にも注目しつつ、大気環境の常時監視や発生源となる工場などの監視・指導等に取り組みます。</p> <p>また、快適で住みよい生活環境の保全を図るため、騒音、振動、悪臭の防止対策等に努めます。</p>	<p>いて指定等が行われたところである。今後、世界自然遺産登録に向けて地元町村、環境省、林野庁等との協議を続けていく。</p> <p>また、リュウキュウマツの病害虫対策については、保全対象松林とその他松林に対する総合的な防除を実施しており、その結果、平成26年度の松くい虫による県全体の被害量は、平成15年度と比較して約88%減少した。</p>	<p>脈および地質構造が不明な場合が多いことから、影響範囲の特定等の対策を講じる必要がある、また、騒音・振動・悪臭対策については、住民生活に身近な感覚公害であることから、主体となる市町村と連携を図りながら規制地域の指定及び見直し等に取り組む必要がある。</p>		
<p>ウ 自然環境の再生</p> <p>環境容量を超えた経済活動によって失われた沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、時間をかけて本来の姿に再生します。</p> <p>このため、失われた自然環境の把握に努めるとともに、自然環境及び生物相互のバランスに配慮しつつ、干潟・藻場等の海域や河川・海岸等の陸域における自然環境の再生に取り組みます。</p> <p>また、これらの自然環境の再生の際、県土の保全に必要な防災機能を確認するため、亜熱帯の生態系が有している防災面での機能に着目し、新たな工法や資材等の技術開発を促進します。</p>	<p>ウ 自然環境の再生</p> <p>本県の大きな財産である沖縄らしい豊かな自然環境を取り戻すため、自然環境の変遷等の実態調査を行い、失われた自然環境の特徴や課題、再生事業の実施に当たって必要な事項を取りまとめた「沖縄県自然環境再生指針」を策定した。これにより、今後、自然環境再生事業を全県的に推進していくための足がかりができた。</p> <p>河川の水辺環境の再生に向けては、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、自然環境に配慮しながら20河川にて護岸工事等の整備を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は順調に増加している。</p> <p>海岸の水辺環境については、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置き、整備対象海岸において、後背地の植栽を実施し海浜緑地を創出するとともに、養浜を実施し砂浜の再生を図るなどの整備を行っており、自然環境に配慮した海岸整備の延長距離については、目標値を達成できる見込みである。</p>	<p>ウ 自然環境の再生</p> <p>本土復帰後、社会資本の整備等による大規模開発などによって自然環境の急速な変化が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。このため、自然環境を壊すことのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置いた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。</p>		
<p>エ 自然環境の適正利用</p> <p>自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考えのもと、自然環境を適正に利用します。</p> <p>このため、環境影響評価制度については、大規模開発に対し、一層の環境保全対策が講じられるよう、沖縄の環境特性や社会状況の変化等を踏まえた制度の見直しを図るとともに、小規模開発に対しては環境影響評価の手続の制度化を推進するなど、開発時における自然環境保全対策の強化に取り組みます。</p> <p>また、自然環境の持続可能な利用を図るため、自然環境の現状把握に努めるとともに、これらの結果を踏まえた科学的知見に基づくルールづくり等を推進します。さらに、自然環境保全に必要な財源を持続的に確保するため、新たな税の導入を含めた検討を行います。</p>	<p>エ 自然環境の適正利用</p> <p>自然環境の適正利用のため、自然環境の保全と持続的な利用を推進するモデルとなる保全利用協定の方策の検討、モデル地域の選定、認定締結への支援を行った結果、平成27年には保全利用協定数が7件となり、現時点で目標値を達成している。また、保全ルールを周知する看板の設置を支援したことにより、ルールを遵守するエコツーリズム事業者と地域の取組を観光客へ情報発信することが可能となり、地域全体の自然環境の保全利用を促進することができた。</p> <p>このほか、沖縄県環境影響評価条例等関係規程の改正を行い、新たに計画段階での環境配慮書の手続きを導入することで、開発事業の早期段階における環境配慮を可能にした。</p> <p>さらに、貴重種に対する環境保全措置の検証や埋立等事業に係る潮流の予測手法の構築など、環境配慮に係る知見及び事例の集積を図った。</p>	<p>エ 自然環境の適正利用</p> <p>自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。</p> <p>また、本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく、開発行為に対して脆弱であることから、法や条例の対象とならない小規模な開発事業においても適切な環境配慮に取り組む必要がある。</p>		
<p>オ 県民参画と環境教育の推進</p> <p>豊かな自然環境を次世代へ継承するため、自然環境保全に対する県民参画の推進に努めるとともに、環境保全の重要性など環境問題に対する県民の意識向上に取り組む。</p> <p>このため、県民一体となった環境保全体制の構築に向け、企業、大学、NPO、自治体など産学官の連携・協働のネットワークづくりに努めるほか、県民参画による自然環境の保全等に関する計画づくりを推進します。</p> <p>また、幼児児童生徒に対する環境教育を充実するため、環境保全活動プログラムの普及・活用等を推進するとともに、学校教育や地域活動と連携し、自然環境に親</p>	<p>オ 県民参画と環境教育の推進</p> <p>県民一体となった環境保全体制の構築のため、平成25年3月に「第2次沖縄県環境基本計画」を、平成26年6月に「沖縄県環境教育等推進行動計画」をそれぞれ策定し、同計画を周知したことで各主体の参画による環境保全体制の構築につなげることができた。また、沖縄県地域環境センターにおける環境情報の発信や、効果的な環境保全啓発事業を実践したことにより、環境啓発活動参加延べ人数は順調に増加し、既に目標値を達成している。</p> <p>このほか、学校における環境教育を推進するため、小・中・高校・特別支援学校の教員を対象に環境教育に係る研修講座を実施し、さらに、生徒の環境保全への意識や姿勢の醸成を図るため、環境教育推進校を指定し、教育活動に環境教育の視点を取り入れ</p>	<p>オ 県民参画と環境教育の推進</p> <p>世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制を構築する必要がある、県民一人ひとりが環境保全の重要性など環境問題に対する意識を向上するためには、幼い頃からその重要性を学ぶことのできる環境整備に取り組んでいく必要がある。</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
しむための体験学習や総合学習など多様な学習機会の提供を通して、次代を担う子どもたちの環境倫理の醸成に努めます。	様々な実践活動を行った。			
<p>（２）持続可能な循環型社会の構築 【基本施策の展開方向】 沖繩の世界に誇れる財産である美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスがとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが3Rを実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築します。</p>	<p>（２）持続可能な循環型社会の構築 【基本施策実施による成果等】 本県の狭隘な島しょ性により、環境負荷に対して脆弱であるという条件不利性を克服するとともに、自然環境の保全と経済社会の発展の両立及び島しょ地域の特性を踏まえた循環型社会の構築を図るため、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア 3Rの推進 沖繩県は、狭い島しょ性により環境負荷に脆弱な特性を有しているため、廃棄物の発生を最小限に抑え（Reduce）、再利用（Reuse）するとともに、発生した廃棄物の有効活用（Recycle）を推進します。 このため、廃棄物の減量化や再利用ができる環境の構築に向け、市町村におけるごみ収集の有料化を促進するとともに、環境教育により再利用等に対する県民の意識向上に取り組むほか、産業廃棄物税の活用等による排出抑制に努めます。 また、廃棄物をリサイクルし循環資源としての活用を図るため、市町村の分別収集の強化を促進するとともに、資源循環コストの低減化や県産リサイクル製品（ゆいくる材等）の積極的な利用等を推進します。 さらに、環境共生型社会の実現に資する調査研究を実施するとともに、得られた研究成果を踏まえ先駆的な施策を展開し、環境モデル都市の形成を図ります。 あわせて、下水汚泥及び消化ガスの有効利用、農村地域に豊富に存在するバイオマス等の活用を推進するほか、水循環利用については、雨水や再生水等の利用など、地域の実情に応じた水資源の有効利用に取り組みます。</p>	<p>ア 3Rの推進 廃棄物の減量化のため、各種週間・月間キャンペーンを通して、県民意識の向上を図るとともに、市町村においては、平成26年度末現在、33市町村でごみ収集の有料化を実施している。これらの取組により、一般廃棄物の1人1日あたりの排出量については、全国平均を下回り推移しているものの、横ばい傾向となっていることから目標値の達成は困難な状況となっている。また、一般廃棄物の再生利用率については、増加傾向ではあるものの、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均を大幅に下回り、目標値の達成は困難な状況となっている。 産業廃棄物の再生利用については、下水道の汚泥処理施設を整備することにより、下水汚泥や下水道施設から発生する消化ガスの有効利用を推進するとともに、産業廃棄物の減量化と温室効果ガス排出量の削減に努め、環境負荷の低減を図った。また、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品の原則使用の徹底や、「ゆいくる材」（沖繩県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質・性能や再生資源の含有率、環境への安全性等の評価基準に適合するものとして知事が認定した資材）の利用促進について、県・市町村の公共工事関係者や国の発注機関に呼びかけるとともに、民間工事においても積極的に利用するよう周知を図ったところ、コンクリート殻およびアスファルト殻の再資源化率は約99%となるなど、産業廃棄物の再生利用率については、全国平均を上回っており、目標値を達成する見込みである。 このほか、養豚における、廃棄物の有効活用のため、悪臭対策とともに効率的にふん尿の再利用ができるオガコ養豚方式の普及促進を図り、25戸の農家が同方式を採用した。</p>	<p>ア 3Rの推進 本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。しかし、本県の一般廃棄物の排出量（一人当たり）は全国平均を下回り良好に推移しているものの、リサイクル率は、地理的要因から輸送費等の資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均を大幅に下回っているため、資源として活用可能な廃棄物を有効利用することが必要である。 また、産業廃棄物の再生利用率については全国平均より高水準にあるものの、排出量は横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要である。</p>		
<p>イ 適正処理の推進 数多くの島々からなる沖繩は、その構造的不利性から資源循環コストが高いという現状を踏まえ、離島を含めた沖繩県全域において最終的に発生した廃棄物等を適正かつ効率的に処理できる体制を構築します。 このため、一般廃棄物処理については、適切かつ計画的な施設整備を促進するとともに、処理体制の効率化を図るため、離島間や沖繩本島との連携による運搬ルートの合理化等に努めます。 産業廃棄物処理については、民間の処分業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量がひっ迫している現状を踏まえ、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の施設整備を推進するとともに、離島地域における処理困難な産業廃棄物に関する効率的な処理体制を構築するほか、産業廃棄物のあわせ処理及び産業廃棄物処理施設における一般廃棄物の処理の特例を積極的に活用し、処理施設の相互補完を促進します。</p>	<p>イ 適正処理の推進 産業廃棄物管理型最終処分場の残余年数が3.3年(平成22年度)と残余容量がひっ迫しており、喫緊に整備する必要があるため、平成25年3月に実施主体となる沖繩県環境整備センター株式会社を設立し、同年9月には名護市安和区、名護市、環境整備センター及び沖繩県の四者間で基本合意を締結し、地域住民等の理解など整備に向けた環境を整え、平成26年度中の工事着工を目指して取り組んできたが、用地交渉に時間を要したことで着工には至っておらず、目標値の達成は困難な状況となっている。今後、実施設計や、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可及び都市計画法に基づく開発許可等について取り組み、平成30年度末頃の供用開始を目指していく。 廃棄物の不法投棄等の不適正処理対策については、県内保健所に廃棄物監視指導員や不法投棄監視員を配置し、不法投棄監視パトロール及び排出事業者、処理事業者の事業場への立入検査等を実施することにより、不法投棄等の不適正処理の未然防止に取り組んだ。また、排出事業者や産廃処理業者に対し、適正処理に関</p>	<p>イ 適正処理の推進 産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量がひっ迫しているため、早急に整備する必要がある。また、離島市町村ではごみ処理コストが沖繩本島の平均を上回っているため、効率的なごみ処理体制の構築が求められている。 廃棄物の不法投棄等の不適正処理や、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となることから、引き続き、適正処理や環境美化に対する県民の意識向上を図る必要がある。 さらに、県内各地の海岸において、海外からと思われる漁具やペットボトル、</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>また、不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、警察、市町村、住民と連携し監視体制の強化に取り組むとともに、県民、事業者等の適正処理に対する意識向上等に努めます。</p> <p>さらに、沖縄全域の環境美化を図るため、「ちゅら島環境美化条例」に基づき、空き缶や吸い殻等の散乱防止対策を強化するとともに、環境美化に対する県民の意識向上等を推進します。</p> <p>海岸漂着物については、継続的に適正処理できる環境づくりに向け、処理費用の財源確保に加え、効果的な回収処理体制の構築を図るとともに、回収されたごみの再資源化に向けた研究開発の推進や国内外の発生源対策等を促進します。</p> <p>米軍基地内から発生する廃棄物については、在沖米軍及び関係機関に対して、発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物処理施設等の整備を含めた適正処理を求めています。</p>	<p>する研修会等を開催することにより、意識の向上が図られ、優良認定産業廃棄物処理業者が増加している。その結果、不法投棄件数は、減少傾向で推移しており、目標値を達成する見込みである。</p> <p>道路、公園、観光地等公共の場の環境美化については、県民参加型の全県一斉清掃イベントや環境美化促進モデル地区の指定等の効果もあり、空き缶やたばこの吸い殻等の散乱が減少した。当該イベント等については、新聞広告やホームページ上の情報提供、市町村の協力による住民への周知等により、参加人数はほぼ計画通りに増加しており、目標値を達成する見込みである。</p> <p>このほか、離島市町村の効率的なごみ処理体制の構築を目的に、広域化等の効率的なごみ処理体制やごみ運搬費低減の具体的方策をシミュレートすることで、広域化によるコストの低減策を各自治体ごとに具体的に示すことができた。今後、離島ごみ処理広域化検討委員会において示された具体的方策を関係市町村へ提案していくことで、広域化の推進が期待できる。</p> <p>また、まるごと沖縄クリーンビーチ（県下一斉海岸清掃）の取組や国の基金を活用した事業により海岸漂着物を回収・処理し、海岸の景観や環境保全に寄与した。</p>	<p>発泡スチロール等のごみが大量に漂着し、自然環境に重大な影響を及ぼしているほか、海岸景観の悪化により観光資源としての価値の低下等を招いているため、効果的な回収処理体制を構築する必要がある。</p>		
<p>（3）低炭素島しょ社会の実現 【基本施策の展開方向】</p> <p>世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、クリーンエネルギーなどの環境技術の革新を進めるほか、低炭素都市への転換を推進し、温室効果ガスの排出が少ない地域経済社会を形成します。また、低炭素社会の実現に向けた先導的な取組を行う環境モデル地域の形成を図ります。</p>	<p>（3）低炭素島しょ社会の実現 【基本施策実施による成果等】</p> <p>世界に誇れる低炭素島しょ社会を実現するため、地球温暖化対策の推進や環境技術の革新を進め、温室効果ガスが最大限抑制された環境モデル地域の形成を目指すため、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>地球温暖化防止に向け、産業部門、民生部門、運輸部門ごとの具体的な取組を促進するとともに、二酸化炭素の吸収源対策、環境教育等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図ります。</p> <p>このため、産業部門については、製造業・建設業分野における設備機器の省エネルギー化や材料資源等の低炭素化を促進するほか、農林水産分野では、エコファーマーの育成など環境保全型農業の推進、農村等における太陽光や風力などの再生可能エネルギーの生産・利用等に取り組めます。</p> <p>民生部門については、省エネ住宅の促進、エネルギー利用効率の高い機器の導入促進、省エネ家電の普及促進、再生可能エネルギーの導入、情報通信技術を活用した消費電力の制御の取組など総合的な省エネルギー化を促進するほか、観光分野では、レンタカー・観光バスを電気自動車など次世代自動車に転換する取組やカーボンオフセットツアーなど観光客を取り込んだ温室効果ガス排出削減に向けた取組等を促進します。</p> <p>運輸部門については、温室効果ガスの排出割合が高いことを踏まえ、自家用車・路線バス等への次世代自動車の普及促進、駐車中のアイドリングストップなどエコドライブの普及等に取り組むとともに、カーシェアリングや時差出勤、基幹バスシステムの導入などのTDM（交通需要マネジメント）施策を推進するほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、さらには、公共交通機関の利用促進等に取り組めます。</p> <p>二酸化炭素の吸収源対策については、適切な森林管理</p>	<p>ア 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>産業部門や民生部門に対する取組として、平成 24 年度から実施している観光施設等の総合的エコ化促進事業において、平成 27 年度までの実績で年間約 4,300 トンの二酸化炭素削減効果が見込まれている。このような取組の結果、民生業務部門における二酸化炭素排出量については着実に減少しているものの、目標値の達成は厳しい状況である。また、県内で開発した「省エネ型デマンド制御システム」を実際の店舗に設置し、効率的な電力消費となるよう実証を行うとともに、家庭用太陽光発電設備に対する導入補助を平成 21 年度から 5 年間実施し、再生可能エネルギーの普及拡大に寄与してきた。このような取組の結果、産業部門及び民生家庭部門における二酸化炭素排出量についても減少しており、産業部門については現時点で目標値を達成しているものの、民生家庭部門については目標値の達成は厳しい状況である。</p> <p>運輸部門に対する取組として、ノンステップバスの導入や IC 乗車券システム「OKICA」のモノレール及びバスでのサービス開始に加え、バスレーンの延長などにより、自家用車利用から公共交通への転換が一定程度促進されたことから、運輸部門における二酸化炭素排出量については、現時点で目標値を達成している。</p>	<p>ア 地球温暖化防止対策の推進</p> <p>沖縄県地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、引き続き温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担などが課題となっている。</p> <p>また、二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、運輸部門、民生部門が高くなっており、引き続き同部門に対する取組の強化が求められている。</p> <p>さらに、本県は亜熱帯性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異なるため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>や公園、街路樹等の都市緑化及び県民主導による身近な環境の緑化を推進するとともに、海域における吸収作用の解明等に努めます。</p> <p>また、地球温暖化による気候変動や異常気象、海面上昇等に対する適応策が重要となることを踏まえ、国や関係機関と連携し、最新の研究等の情報共有を図り、防災、健康、生態系、水資源、農林水産業等への影響を把握するとともに、本県の特성에応じた適応策の構築に向けた取組を進めます。</p> <p>さらに、米軍基地に起因する温室効果ガスの排出量削減に向け、米軍基地内における再生可能エネルギーの導入など基地に対する低炭素化の推進を求めます。</p>				
<p>イ クリーンエネルギーの推進</p> <p>本県は地理的・地形的及び需要規模の制約によりエネルギーの多くを化石燃料に頼らざるを得ない状況にあることから、エネルギーの安定供給に配慮しつつ、沖縄の地域特性に合ったクリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図ります。</p> <p>このため、クリーンエネルギーの普及に向け、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等については、実用化に向けた研究開発や実証事業等を通して有効性を検証するとともに、安定的な需給システムの構築や低コストでの導入等に向けた取組を促進します。</p> <p>また、<u>沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、海洋エネルギー等の研究開発や水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。</u></p> <p>さらに、電力エネルギーの低炭素化を図るため、一般家庭などの民生部門から観光、農業をはじめとする産業部門において再生可能エネルギーの導入を促進するほか、液化天然ガス（LNG）の利用を促進します。</p> <p>あわせて、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力を通して、島しょ地域におけるクリーンエネルギーや省エネルギー技術の導入に関する先進的な環境モデル地域（エコアイランド沖縄）を形成し、世界に発信します。</p>	<p>イ クリーンエネルギーの推進</p> <p>沖縄本島及び宮古島において天然ガスの試掘事業を実施し、天然ガスの賦存が確認できたことにより、市町村とも連携して有効活用に向けた取組を実施した。</p> <p>また、クリーンエネルギーの安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を促進するため、太陽光発電設備及び風力発電設備を設置し、系統の安定化対策に関する実証研究の実施や、宮古島内の電力需給のコントロールを目指した全島EMS（エネルギーマネジメントシステム）実証、太陽光発電と蓄電池システムを組み合わせた来間島再生可能エネルギー100%自活実証を行い、天候に左右されやすい電源である再生可能エネルギーを最適に制御し、更なる普及拡大に向けての成果や知見が得られている。</p> <p>また、海洋エネルギーについては、久米島町にある海洋深層水研究所内に設置した海洋温度差発電において、連続発電運転及び要素試験等の実証試験を実施し、技術の実用化に向けたデータを取得することができた。このことにより商用化レベルの施設整備における費用及びリスクの低減化が図られており、将来に向け、海洋エネルギーの普及拡大を見込んでいる。</p> <p>このような取組に加え、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されて以降、太陽光発電設備等の導入が急速に進展し、クリーンエネルギー推定発電量、再生可能エネルギー導入容量ともに大幅に増加したものの、地理的特性や需要規模の制約により、一定の接続条件に対応できる場合に接続が可能となるルールに変更が行われるなど、目標値の達成は厳しい状況である。</p>	<p>イ クリーンエネルギーの推進</p> <p>本県は、エネルギーの大部分を化石燃料に依存しているため、他地域に比べて発電に伴う温室効果ガスの排出量が多いことから、クリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図るとともに、実証事業等とおして安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を引き続き促進する必要がある。</p> <p>また、海洋エネルギーは有望なエネルギー源となり得る可能性があるが、技術開発等の課題もあり、十分に活用されていない状況にある。</p>	<p>【第1回審議】産業振興部会 安里委員 (<u>沖縄県エネテック常務取締役</u>)</p> <p>○修正意見</p> <p>「沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、海洋エネルギー等の研究開発や水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。」に次の文言を追加</p> <p>・沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、<u>国との連携により、海洋エネルギー等の研究開発や水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進</u>します。</p> <p>○理由</p> <p>エネルギーの研究開発には莫大な資金が必要である。また、エネルギー政策は国の重要な政策でもあり、エネルギーの研究開発は日本の国益にも繋がるものでもある。国の関わりを積極的に求め、連携して行く事が重要と考える。</p> <p>【第1回審議】沖縄県振興審議会 大嶺満委員 (<u>沖縄県経済同友会代表幹事</u>)</p> <p>○修正意見</p> <p>本文より①、②を削除する</p> <p>・さらに、電力①エネルギーの低炭素化を図るため、一般家庭などの民生部門から<u>観光</u>、②農業をはじめとする産業部門において再生可能エネルギーの導入を促進するほか、液化天然ガス（LNG）の利用を促進します。</p> <p>○理由</p> <p>①平成24年度より、沖縄県における新たなエネルギー源として液化天然ガス（LNG）が導入されており、電力エネルギー以外の一次エネルギー分野においても液化天然ガス（LNG）の導入が進められているため。</p> <p>②P28「ア 地球温暖化防止対策の推進」の12行目において、観光分野については民生部門における記載となっているため、削除。（もしくはP28の記載について修正が必要）</p>	<p>→「沖縄21世紀ビジョン基本計画」については、国の支援を受け、その推進に取り組んでいるところです。</p> <p>海洋エネルギー分野では、現在、県として国の海洋エネルギーの実証試験に協力するとともに、ハワイとの「クリーンエネルギー協力」を更新したところであり、</p> <p>よって、改めて「国との連携」を記載する必要はないと考えております。</p> <p>↓【表現を再検討】 前回の議論を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>・<u>沖縄の特色を生かしたエネルギー資源を活用するため、国の協力を得ながら海洋エネルギー等の研究開発を進めるほか、水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進</u>します。</p> <p>→(環境部会でも審議)</p> <p>①低炭素化を図るとい趣旨は、再生可能エネルギーの割合を高めることによって、二酸化炭素排出量の最も多い電力の割合を相対的に引き下げることを意味しており、文言の削除は必要ないと考えております。</p> <p>②産業分野においては、観光産業も本県の基幹産業であり、観光施設等への再生可能エネルギー設備等の導入は、電力エネルギーの低炭素化を図るためには重要であることから、削除は必要ないと考えております。</p>

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>ウ 低炭素都市づくりの推進</p> <p>低炭素都市づくりを推進するため、都市計画の主体である市町村と連携し、地域の特性を生かしたコンパクトな都市構造への転換、エネルギー多消費型都市活動の改善、都市と自然との共生に取り組みます。</p> <p>このため、無秩序な都市の拡大を抑制し、コンパクトな都市構造の形成を図るため、市町村の都市計画マスタープランにおいて、集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導、土地利用の複合化等を促進するとともに、交通流対策や公共交通機関の整備及び利用促進を図るほか、市街地再開発事業等を推進し、都市機能の一体的な整備に取り組みます。</p> <p>また、エネルギー多消費型都市活動の改善を図るため、情報通信技術を活用したエネルギー利用の効率化や省エネルギー建物への転換に加え、エネルギーの面的利用の推進に取り組むとともに、未利用エネルギー等の活用を促進します。</p> <p>さらに、都市と自然との共生を図るため、自然景観に配慮した風景づくりを推進し、その取組を明確にした市町村景観計画の策定や景観条例の策定を促進するとともに、緑地の保全や都市緑化等を推進します。</p>	<p>ウ 低炭素都市づくりの推進</p> <p>公共交通機関の整備として、モノレール延長整備に向けたインフラ下部工工事等を実施するとともに、公共交通の利用促進に向けた取組として、モノレール駅周辺の案内板を4カ国語表記にするなど、外国人観光客向けの利用環境を整備し、モノレールの乗客数は、平成27年度において44,145人/日となり、目標値を上回る数値で推移している。</p> <p>また、乗合バスについては、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムの開発・運用開始、バスレーン延長を行うなど、利用者の利便性向上を図ったものの、依然として自動車への依存が高いことや市街地の拡大等を背景に、乗合バス利用者数は、平成18年度の80,745人/日から平成26年度の74,531人/日と6,214人/日減少しており、目標値の達成は厳しい状況である。</p>	<p>ウ 低炭素都市づくりの推進</p> <p>本県の既成市街地の多くはエネルギー消費が非効率な都市構造及び交通体系となっていることから、人・モノが効率的に行き交う低炭素都市づくりを推進する必要がある。</p> <p>また、本県の地域特性を踏まえたエネルギー利用の抑制、効率化により、都市における温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。</p> <p>さらに、温室効果ガスの吸収源となる森林や緑地の存在量が不足していることから、都市と自然が調和した効率的、効果的な都市構造の形成を図る必要がある。</p>	<p>【第1回審議】沖縄県振興審議会 玉栄委員 ((有)きらら総合企画取締役社長)</p> <p>○修正意見 「ウ 低炭素都市づくりの推進」のところに、「スマートシティへの取り組み」という文言を入れていただきたい(文書構成は部会で検討願いたい)。</p> <p>○理由 改定案には「スマートシティ」についての記載がない。県内では浦添市、那覇市などでの「スマートシティ構想づくり」の検討が進んでいる。今後5年間の改定案には低炭素都市づくりとしての「スマートシティへの取り組み」の施策展開は必要である。</p> <p>【第1回審議】産業振興部会 池松委員 (沖縄工業高等専門学校 教授)</p> <p>○修正意見 「面的利用」とあるが、「多面的利用」の誤りではないか。</p>	<p>→「スマートシティへの取り組み」については、本文において、スマートシティに対する概念と具体的な取組方針が記載されていることから、文言の新たな記載は必要ないと考えております。</p> <p>→ここでいう面的利用とは、「施設や建物間、地域間など面的拡がりを持ったエリアをネットワーク化し、エネルギーを融通し合い協同利用することにより、省エネ・低炭素化を実現するもの」であります。</p>
<p>(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造 【基本施策の展開方向】</p> <p>沖縄の風土と伝統に根ざした個性豊かな文化の形成を図るため、沖縄文化の源流を確認できる環境づくりに努めるとともに、文化の担い手の育成や文化活動を支える基盤の形成に取り組むほか、魅力的な沖縄文化の発信・交流に取り組み、県民一人ひとりが心の豊かさを享受し、ゆとりと安らぎのある生き生きとした暮らしが実感できる地域社会を形成します。</p>	<p>(4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造 【基本施策実施による成果等】</p> <p>先人達により守り伝えられてきた沖縄の文化を次世代に継承するために、県民一人ひとりが文化に対する理解を深め、社会全体で沖縄文化を支えることのできる環境づくりを推進するため、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり</p> <p>沖縄の地理的特性や歴史過程を経て醸成された固有の文化や歴史的遺産、伝統的な生活様式等の独自の価値を再認識できるよう、沖縄文化の源流を確認できる環境を構築します。</p> <p>このため、沖縄文化の基層であり文化遺産として歴史的な価値を有する“しまくとぅば”については、市町村、教育機関、普及団体、企業、研究者等と“しまくとぅば”の積極的な活用による県民への定着に向けた連携体制を構築し、“しまくとぅば”の保存・普及・継承のための調査及び人材養成に取り組むほか、学校教育における幼児児童生徒に対応した教育プログラムの充実や生涯学習機会の提供などの学べる環境づくりに取り組みます。あわせて、若い人たちがしまくとぅばに接する機会を創出し、愛着を育むなど、消滅の危機にある言語の保存・普及・継承に努めます。</p> <p>また、伝統的な生活文化の伝承を図るため、海との関</p>	<p>ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり</p> <p>沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を普及継承するため、効果的な普及推進方策等について、有識者や普及団体等関係者で検討を行う「しまくとぅば普及推進専門部会」を平成25年度に設置し、10カ年の取組方針を記した「しまくとぅば普及推進計画」を策定した。また、文化庁が開催した、危機的な状況にある言語・方言サミット等に参加し、地域の研究者や文化団体等と「しまくとぅば」普及推進における全国的なネットワークを構築した。さらに、県民が「しまくとぅば」に親しめるような環境づくりとして、県民大会や語やびら大会等を開催するとともに、普及ソングや普及ツールを作成し配付した。あわせて、県内で「しまくとぅば」の話者育成や普及継承に取り組む団体等が実施する様々な取組を支援した。</p> <p>学校教育においては、教員の指導力向上のため、県立総合教育センターにおいて、「うちなーぐち指導実践講座」等を開催するとともに、教員が授業で直接指導する際に活用できるよう、副読本「高校生のための郷土のこたば」を県立学校77校に配付した。</p>	<p>ア 沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり</p> <p>沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承することは極めて重要であるが、その語り手が徐々に少なくなっており、「しまくとぅば」が消滅の危機にあるため、関係機関が連携し、保存・普及・継承に向けた取組をより一層推進する必要がある。</p> <p>また、各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事をはじめ伝統的な生活文化が徐々に失われてきており、特に離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足など、沖縄文化を体感できる環境が減少してきているため、これら伝統行事等の伝承・復元等に向けて取り組む必要がある。</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>わりの中で生まれてきた文化や歴史的背景から培われた独特な食文化の<u>保存・普及・継承</u>や、沖縄本島をはじめ各島々に伝わる伝統行事の<u>伝承・復元</u>等に取り組むほか、幼児児童生徒が郷土の自然・歴史・文化・芸能等を学ぶ教育課程の充実等に取り組めます。</p> <p>さらに、指定文化財の適切な保存・活用を図るとともに、新沖縄県史や歴代宝案の編集・刊行に取り組むほか、未指定文化財や埋蔵文化財の調査・保全、海外流出文化財の調査・返還、駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査、戦災文化財の復元等を推進します。</p> <p><u>沖縄の戦後史の検証など、国内外における沖縄研究の発展と離島における学術文化の振興を図るため、琉球政府文書をデジタル化し、インターネットによる公開を推進します。</u></p>	<p>平成 27 年度には「しまくとぅば読本」を県内の全小学校 5 年生、全中学校 2 年生に配付するなど、「しまくとぅば」教育推進のための環境整備を行った。また、各学校における独自の取組として、運動会や学芸会等の学校行事やクラブ活動等に「しまくとぅば」を取り入れ、「しまくとぅば」に触れる機会を創出するとともに、地域の「しまくとぅば」を話せる人材を、国語や総合的な学習の時間等を中心にボランティアとして活用するなど、「しまくとぅば」を次世代へ継承する取組を行った。</p> <p>このような取組などを行い、県民の「しまくとぅば」に対する気運醸成は一定程度図られてきているものの、県が主催・支援する「しまくとぅば」体験イベント等への参加者数は伸び悩んでおり、目標値の達成は困難な状況である。</p> <p>また、貴重な文化財を適切に保護し継承していくため、文化財の調査や保存・活用、史料の編集・刊行等に取り組んだ。</p> <p>埋蔵文化財の調査については、平成 24 年度から南城市サキタリ洞遺跡の発掘調査（本調査）を行い、旧石器人骨及び旧石器時代の石器や貝器を発見し、事業成果の発信を目的とした展示会、講座、遺跡見学会等のイベントを実施し 7,000 名を超える参加者を集めるなど、先人の貴重な文化財を知ってもらう機会を創出した。また、国外に所在する沖縄関係文化財を調査するため、福建省において福建師範大学やその他地域で管理されている琉球人墓碑を調査し、平成 24 年度から 27 年度までの間に 47 基の大きさや表面の文字情報などのデータを収集することができた。</p> <p>記念物の保存・活用については、国指定・県指定の史跡・名勝において、城跡の石垣や石畳道の修復工事、芝張り等の植栽工事、案内板等の設置工事等を実施するとともに、公開・活用等を行ったことで県民の文化力の向上へとつながっており、整備が進むにつれて史跡等への訪問者数が増加していることから、目標値を達成できる見込みである。</p> <p>無形文化財の保存・活用については、保存会等が行う無形文化財（芸能、工芸等）の記録作成を支援し、国選定保存技術「結髪」の映像記録集「きからじの世界（小波則夫）」等の映像記録を作成した。また、組踊、琉球舞踊、琉球歌劇等の無形文化財を鑑賞する機会が少ない県内児童生徒のために公演を行い、より関心を持たせるためにワークショップ等を開催したことで児童生徒の関心を高めることができた。</p> <p>史料の編集・刊行については、沖縄県史及び琉球王国の外交文書「歴代宝案」等交流史に関する資料の編集・刊行を行うとともに、資料の保存と今後の公開に向けてデジタル化を行った。また、貴重な歴史的資料である琉球政府文書については、デジタル化を行い、インターネットで公開する取組を始め、これまで公文書館の利用が困難であった離島や遠隔地における資料の閲覧が可能となった。また、デジタル化の際に劣化の進んだ資料については、紙力強化等の修復措置を実施した。</p> <p>このような取組などにより、文化財の適切な保存・活用がされており、また、保存等に向けた整備も順調に進めていることなどから文化財の指定件数の増へとつながっている。平成 27 年度の指定件数は 1,393 件となっており、今後もこれらの取組を進めることで目標値を達成できる見込みである。</p> <p>このほか、豊年祭等、各地の伝統行事を保存・伝承するため、市町村や実行委員会、保存会等が実施する各種調査や映像記録の作成に要する経費を一部助成した。</p>	<p>さらに、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」をはじめ、沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継いでいく必要がある。</p>		
<p>イ 文化の担い手の育成 ユネスコ無形文化遺産である組踊などの沖縄の伝統文化を次世代に継承するため、沖縄文化を担う後継者を育成するとともに、豊かな感性と創造性をもった人材育</p>	<p>イ 文化の担い手の育成 伝統芸能等の若手実演家を育成するため、国立劇場おきなわにおいて、若手実演家による伝統芸能公演の開催を支援し活躍の場を提供した。また、集客率の向上を図るため、伝統芸能を県民等</p>	<p>イ 文化の担い手の育成 若い世代を中心に伝統文化に対する関心が低下しており、伝統文化の後継者が不足しているため、伝統芸能や伝統工芸</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 （理由等）	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>成に取り組めます。</p> <p>このため、伝統文化の後継者育成・確保に向けて、各文化財保存会と連携のもと、伝承者の養成に取り組むほか、地域の伝統行事や生涯学習など多様な機会を通じて技能習得ができる環境を構築します。</p> <p>また、創造性豊かな人材を育成するため、次世代を担う幼児児童生徒をはじめ多くの県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞できる機会の拡充を図るとともに、沖縄県芸術文化祭や総合文化祭の開催等の取組を推進します。</p> <p>さらに、沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぎ、新しい創造的芸術文化の形成及び発展を担う人材、さらには国際的に活躍できる人材を輩出するため、幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である県立芸術大学の教育機能の充実に取り組めます。</p>	<p>によりわかりやすく鑑賞してもらえるよう、演目の前に内容や見所の解説を行った。</p> <p>また、伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者を養成するため、保存会等が行う後継者育成のための若手実演家・技術者を対象とした実技研修等に要する経費を一部補助するとともに、実技研修を効果的に実施できるよう研修規模や研修内容の見直しを助言したことで、保存会等が高度な技術や芸能の伝承を効率的に行うことができるようになり、伝承者の養成及び国・県指定無形文化財（芸能、工芸）の保存・承継へとつながった。本取組による伝承者養成数（累計）は、平成 27 年度には 6,892 人となり既に目標値を達成している。</p> <p>国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術の感動を体感できる環境づくりを行うため、離島を含む県内各地域において、広く県民に芸術性の高いクラシック音楽の鑑賞機会を提供した。開催に当たっては、県民に指揮者体験やコーラスへの参加機会を設けるなど、工夫を凝らしたプログラムを提供することで県民にクラシック音楽を身近に感じてもらった。</p> <p>また、離島・へき地の児童生徒に対して、国内有数の芸術団体による舞台芸術鑑賞機会を提供した。公演の開催に当たっては、児童生徒に関心を持ってもらうために実技指導などのワークショップを行ったことで、児童生徒の豊かな感性を育むことができた。本取組による芸術鑑賞児童生徒数は、平成 27 年度には 12,269 人となり参加校数も増加していることから、目標値を達成する見込みである。</p> <p>県立芸術大学の教育機能を充実させるため、平成 25 年度に美術工芸学部及び音楽学部の全ての学生を対象にアートマネジメント関係の講座を開設し、文化芸術を様々な視点からプロデュースする人材の育成に取り組んでおり、平成 28 年度からは新たに音楽学部にアートマネージャーの育成を目的とした音楽文化専攻が設けられることとなった。また、芸術活動の継続を希望しながらも、生計面等の問題に直面している卒業生等に対して制作者、実演家としての活躍の場を拓くべく、それぞれの専攻教員により卒業生に対する就業紹介等や卒業後も研究を続けている卒業生に対しては、科学研究費の公募情報の提供や本学において研究者登録資格の付与等の支援を行うなど、芸術家としての自立を促す芸術大学のインキュベート機能を強化した。さらに、教員を対象に学生の就職・進路支援のあり方について学ぶキャリアカウンセリング研修を実施するとともに、文化芸術関係の企業を招いての合同企業説明会を開催した。このような取組などにより、平成 27 年度における卒業者の就職率は 73%まで向上している。</p>	<p>の技術や技芸の修練と研鑽を支援するなど、伝承者養成に長期的・継続的に取り組む必要がある。</p> <p>また、子どもたちをはじめ多くの県民が、国内外の優れた文化芸術を鑑賞する機会が十分ではないため、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりが必要である。</p> <p>さらに、県立芸術大学については、アートマネジメントなど芸術に関連した分野への就業又は起業を促すカリキュラムの設置などにより、教育機能を充実していくことが求められている。</p>		
<p>ウ 文化活動を支える基盤の形成</p> <p>沖縄独自の歴史が育んできた文化の保全・継承や芸術文化創造活動等を持続可能なものとするため、社会全体で文化活動を支える基盤を形成します。</p> <p><u>このため、沖縄文化の基層である“しまくとぅば”の保存・普及・継承を推進する中核的な機能を果たす「しまくとぅば普及センター（仮称）」を設置します。</u></p> <p>また、伝統技能保持者等の活躍の場や沖縄文化の調査研究拠点の充実に向け、国立劇場おきなわや県立博物館・美術館等の活用を図るとともに、新たに伝統芸能等の拠点となる施設の整備等に取り組めます。</p> <p>さらに、三線、琉球舞踊をはじめ、日本舞踊やオーケストラなど県民の主体的・創造的な芸術文化活動を支援するための基盤強化に取り組むとともに、NPO及び文化ボランティアの活動や企業の芸術文化支援（企業メセナ）を促進するなど、社会全体で文化活動を支える環境</p>	<p>ウ 文化活動を支える基盤の形成</p> <p>地域の文化資源を活用した文化・芸能団体の活動を支援するため、団体等が開催するイベント等を支援した。また、文化芸術の有識者や専門人材が支援する活動の選定や事後評価を実施し、団体に対して活動の改善に向けた助言等の支援を行う「沖縄版アートカウンシル機能モデル」の導入を進めており、支援を受けた団体等自らがPDCAサイクルによる事業内容の改善を図るなど、文化芸術活動を支える仕組みづくりに取り組んだ。</p> <p>また、文化芸術活動拠点の活用・充実を目指すため、博物館・美術館においては、調査研究や資料収集を進めるとともに、展覧会や文化講座、学芸員講座、バックヤードツアー等を開催した。さらに、博物館・美術館の魅力を高めるため、館内に電子看板やタブレットを設置したことで利用者の利便性が向上したほか、博物館常設展示室の展示改善に係る実施設計や沖縄近現代美術史デジタル年表を作成するなど、県民等が訪れやすい環境づくりを行った。</p>	<p>ウ 文化活動を支える基盤の形成</p> <p>県内には伝統芸能の実演家やアーティストが活躍できる場が少なく、その力が生かされていらないなど、文化芸術創造活動を支える仕組みが十分とはいえないことから、関係機関が連携し、文化芸術活動を支える仕組みを充実させる必要がある。</p> <p>また、文化芸術活動の拠点となる国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館等については、県民等が利活用しやすい環境づくりに取り組む必要があり、加えて、伝統芸能を発信する新たな拠点づくりにも取り組む必要がある。</p> <p>地域の文化は、文化関係団体をはじめとした多様な主体の参画により支えられ</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 （理由等）	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>基盤を構築します。</p>	<p>このような取組などにより、県立博物館・美術館の入場者数は、平成27年度には535,994人となっており、現時点で目標値を達成している。</p> <p>また、県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数は、県外で開催した大型企画展等100件余りの行事を支援した結果、来場者数が大きく増え平成27年度には398,968人となり、現時点で目標値を達成している。</p> <p>このほか、平成21年3月に閉館した県立郷土劇場に代わる施設のあり方について検討を行い、国立劇場おきなわを中心とするエリアに、文化発信交流拠点を整備する計画を取りまとめた。現在、当該計画を踏まえ、浦添市をはじめとする関係機関と施設整備場所について協議を継続している。</p>	<p>発展していくことから、文化関係機関相互が連携し情報交換等を行いながら、文化の保全・継承・発展に対する県民の関心や意識を高めるなど、社会全体で文化活動を支える環境を構築する必要がある。</p>		
<p>エ 文化の発信・交流</p> <p>沖縄文化の発展や他文化に対する理解を育むため、多彩な沖縄文化を内外に発信するとともに、文化交流を推進します。</p> <p>このため、地域の伝統行事等への参加を通じた交流の促進、人口減少地域における担い手確保を含めた相互交流の展開、幼児児童生徒の交流体験活動等を推進するなど、郷土文化の地域間交流を図ります。</p> <p>また、県外文化芸術祭への相互展示等を促進するほか、沖縄国際アジア音楽祭、沖縄国際映画祭、世界エイサー大会等への支援や、平成32年（2020年）に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に際して展開される文化プログラムの取組を県内において促進するとともに、県独自の文化プログラムの実施を通じてバイタリティあふれる多様な沖縄の文化を積極的に発信するなど、国内・国外の文化交流を図ります。</p> <p>さらに、沖縄伝統空手・古武道の保存・継承・発展に取り組むとともに、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館を拠点に関係機関や団体と連携して国際大会の開催や空手愛好家の修行の地としての受入体制を強化していきます。</p> <p>あわせて、組踊など沖縄の伝統文化を国内外に効果的に発信するため、台詞、歌詞、芸能などを諸言語へ翻訳・通訳するとともに、翻訳者・通訳者の人材育成など総合的な取組を実施し、発信力の強化に取り組めます。</p>	<p>エ 文化の発信・交流</p> <p>本県文化を国内外へ発信し交流するため、文化・芸能面から沖縄の魅力を発信する取組として、海外における観光プロモーション活動と連携のうえ、沖縄芸能の歌舞団を海外へ派遣し沖縄の古典舞踊や創作舞踊、地域に根付いている伝統芸能や歌舞劇などの舞台公演を実施したことで沖縄への関心を高めることができた。</p> <p>また、沖縄伝統空手・古武道を広く学べる機会を創出するため、指導者を海外に派遣し空手セミナーや演武公演を開催したほか、県立武道館において沖縄伝統空手・古武道国際セミナーを開催するとともに、10月25日の空手の日に国際通りにおいて2,000名規模の周知演武会を開催した。これまで多くの国と地域から参加があり、沖縄伝統空手・古武道の魅力とともに「空手発祥の地・沖縄」を再認識してもらうことができた。なお、「空手発祥の地・沖縄」を世界に発信するため、沖縄空手会館の整備に向けて取り組んでおり、平成29年3月の供用開始を予定している。</p> <p>文化交流においては、高校生を台湾、シンガポール、オーストラリアに派遣し、書道、音楽、美術・工芸、郷土芸能の各分野で文化交流を行ったことで交流先の先生や生徒達との相互理解が進むとともに、専門的な指導を受けることができたことで生徒達の向上心や技能の育成、実践的なコミュニケーション能力の向上等につながった。本取組により海外へ派遣した生徒数（累計）は、平成27年度には累計で321人となっており、平成28年度も80名の派遣を予定していることから、目標値を達成する見込みである。</p>	<p>エ 文化の発信・交流</p> <p>文化は交流により育まれ、互いの文化を理解しあうことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組を強化していくことが必要である。</p> <p>また、沖縄は魅力的な文化資源に恵まれているが、こうした文化資源の魅力を効果的に発信していくための基盤が不十分であることから、発信力の強化が必要である。</p> <p>さらに、沖縄伝統空手・古武道の真髄を浸透させる取組や、世界に1億人いるともいわれる空手愛好家に対し「空手発祥の地・沖縄」を発信するとともに、これまで道場単位で行われてきた国内外の空手家の受入れを組織的に行う必要がある。</p>		
<p>（5）文化産業の戦略的な創出・育成 【基本施策の展開方向】</p> <p>地域文化資源の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるほか、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化を創造し、文化資源を戦略的に産業化に結びつけ、文化振興と経済的成果が循環されたクリエイティブアイランド沖縄を形成します。</p>	<p>（5）文化産業の戦略的な創出・育成 【基本施策実施による成果等】</p> <p>伝統工芸産業の持続的な成長発展を図るとともに、沖縄の個性豊かな文化資源の戦略的な産業利用を促進し、新たな成長産業として育成することにより、文化振興と産業振興が相乗効果を生み出す環境を整備するため、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア 文化資源を活用したまちづくり</p> <p>沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた地域の魅力的な文化資源を再評価するとともに、これらを最大限活用して文化の薫り高いまちづくりを推進します。</p> <p>このため、地域の歴史、伝統的風習、伝統行事等に対する住民の愛着心を醸成し、県民自身が地域文化資源を再評価できる環境の構築に取り組むとともに、地域外からの再評価・発掘を促進するため、県内をはじめ県外・</p>	<p>ア 文化資源を活用したまちづくり</p> <p>地域文化の掘り起こしを図るため、文化行政連絡会議において、県や民間団体等が実施する助成事業の活用を促したところ、市町村と文化関係団体の連携による、演劇やダンス、シンポジウム、展示会等趣向を凝らした文化芸術イベントが増加した。これにより、県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数については、平成27年度は9,575人/年と基準値から大幅増加しており、既に目標値を上回っている。</p>	<p>ア 文化資源を活用したまちづくり</p> <p>文化資源は人々を魅了し惹きつける力を持っているが、こうした文化資源の持つ様々な価値や魅力に地域の人々が気づかないことも少なからずあるため、地域外との交流を通じて地域文化の掘り起こしを図っていく必要がある。また、県内では、一部市町村においてエイサーや地</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>国外との相互交流等を推進します。</p> <p>また、地域文化資源の活用を図るため、先史以来の文化遺産や世界遺産である「琉球王国のグスク及び関連遺産群」など魅力的な文化財等を活用した歴史的景観と調和する風景づくりを推進するとともに、沖縄料理と地域の食資源を生かした食文化まちづくり、さらには地域に伝承する伝統行事等を活用した伝統文化まちづくりなど、地域文化資源の特性に応じたまちづくりを展開します。</p>	<p>また、文化芸術団体の特色ある文化資源を活用した事業に対して支援を行ったことにより、各地域がもつ文化資源の再発見へとつながり、地域が誇りを持って地域資源を効果的に活用したまちづくりを行うことに寄与した。これらの取組を行ったものの、伝統行事の伝承・復元等に関する事業を行う団体への助成件数（累計）は、関係団体への周知遅れなどもあり、平成 27 年度までに 7 件にとどまっており、目標の達成は厳しい状況である。</p> <p>このほか、文化の社会貢献に関するシンポジウム等の開催支援を行うとともに、沖縄らしい文化的な歴史遺産、風土自然と共生する憩いの場を創出する公園整備に取り組んだ。また、技術者の育成及び古民家の保全・再生・利用の促進を目的に、沖縄の伝統木造住宅等文化的建造物の保存修理等を紹介するシンポジウムを開催し、参加人数は平成 25 年度の 172 名から平成 27 年度の 194 名と年々増加傾向にある。</p>	<p>域の食文化を活用した地域づくりが進められているが、更なる地域活性化を目指し、地域の個性豊かな文化資源を取り入れたまちづくりの取組を推進することが必要である。</p>		
<p>イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興</p> <p>長い歴史・風土の中で培われてきた染織物、陶器、漆器などの伝統工芸品の技術・技法を継承するとともに、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、生産基盤の強化や消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発、新たな販路開拓等を促進します。</p> <p>このため、原材料の確保や産地組合等の経営基盤の強化、後継者育成等に努め、安定した製品供給体制の確立を図るとともに、観光土産品及び日常生活品市場等への販路開拓、海外市場への展開など販路の拡大等に取り組めます。</p> <p>また、産地と試験研究機関及び県立芸術大学等との有機的な連携を図り、工芸の要素・資源や技術・技法を活用した新たな工芸品の開発及び二次加工製品の製造、異業種・新技術との連携融合による高付加価値化に取り組むとともに、デザイン性や感性価値を重視した製品開発等を促進します。</p> <p>さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、工芸品等に関する情報発信の強化や作り手と使い手との交流を促進するなど、感性型製品の消費拡大に取り組みます。</p>	<p>イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興</p> <p>伝統工芸を継承し、持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、後継者等人材の育成や工芸縫製・金細工技術者の養成として、産地組合が実施する研修事業に対する支援や工芸縫製品等の製造技術者の養成等を行い、工芸人材を育成した。また、県工芸士の認定や織物検査事業で、工芸品製造者の生産意欲向上や伝統工芸品の品質の維持、ブランド力の向上に寄与するとともに、国、市町村、事業者等とネットワークを構築し、各工芸品の原材料に関する情報の集積を図るなど、原材料安定確保の仕組みづくりに取り組んだ。</p> <p>さらに、工芸製品新ニーズモデル創出事業や工芸縫製・金細工技術者養成研修等とおして、現代のニーズに対応した製品開発の支援等を行った。また、工芸研究成果を工芸産地や関連事業所へ移転することで、新商品開発の検討、商品の品質向上、安定供給に寄与した。</p> <p>これらの取組もあり、工芸品生産額は、平成 26 年度で 42.4 億円と基準値から増加しているものの、目標値の達成は厳しい状況である。また、工芸産業従事者数については、平成 26 年度で 1,799 人となっており、現時点で目標値の水準に達している。</p>	<p>イ 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興</p> <p>本県の多様で豊かな伝統工芸を継承・発展させていくためには、技術・技法の継承と高度化、後継者の育成、原材料の安定確保、販路の開拓等が必要であるが、工芸事業者等の経営基盤は脆弱であり、独自で対応することが困難な状況にある。また、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるためには、消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発等が求められている。</p>	<p>【第 1 回審議】沖縄県振興審議会 平良美恵子委員（沖縄県伝統工芸団体協議会副会長）</p> <p>○修正意見</p> <p>「このため、原材料の確保や産地組合等」を次のとおり修正</p> <p>・<u>伝統的に使用された天然原材料は、従事者の高齢化や後継者不足、資源の枯渇化などにより入手が困難となっているものも少なくありません。原材料の確保のために製造技術者の育成及び植林や栽培技術の改善、代替品の開発等を関係機関と連携して取組むことで、原材料安定供給システムの構築に努めます。</u></p> <p>また、<u>伝統工芸産地組合等の経営基盤の強化、後継者育成等に努め、安定した製品供給体制の確立を図るとともに、観光土産品及び日常生活品市場等への販路開拓、海外市場への展開など販路の拡大等に取り組めます。</u></p> <p>○理由</p> <p>特に県内染織物は、原材料も県内産を使用するのが多いため、原材料確保は重要である。</p> <p>原材料供給者の高齢化や資源枯渇化については課題が多く、緊急に対応する必要がある。</p> <p>【第 1 回審議】産業振興部会 金城委員（(一財)南西地域産業活性化センター）</p> <p>○修正意見</p> <p>「さらに、産業振興の拠点となる～～に取り組まします。」を次のとおり修正</p> <p>・さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、工芸品等に関する情報発信の強化や<u>学校教育、体験学習などで伝統工芸品に触れ合う機会を増やし、また、作り手と使い手との交流を促進するなど、後継者育成や伝統工芸品の消費拡大に取り組まします。</u></p> <p>○理由</p> <p>情報発信とともに、若年層にも積極的に伝統工芸品に触れ合う機会を増やし、関心を高めてもらうことにより後継者育成や消費拡大につながると考えます。また、感性型製品という言葉は一般的によく使われている言葉ではないと思いますので「伝統工芸品」でよいかと思います。</p>	<p>→委員の意見を踏まえて以下のとおり修正いたします。</p> <p>このため、原材料の確保のために製造技術者の育成や植林及び栽培技術の改善、代替品の開発等により、<u>原材料安定供給システムの構築に努めます。</u></p> <p>あわせて、<u>伝統工芸産地組合等の経営基盤の強化、後継者育成等に努め、安定した製品供給体制の確立を図るとともに、観光土産品及び日常生活品市場等への販路開拓、海外市場への展開など販路の拡大等に取り組まします。</u></p> <p>→下記回答（案）と同じ。</p>

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
			<p>【第1回審議】産業振興部会 池松委員 (沖縄工業高等専門学校 教授)</p> <p>○修正意見 「さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、」の次に一文を追加。 ・さらに、工芸産業振興の拠点となる施設整備を推進するとともに、例えば県立博物館・美術館や那覇市ぶんかテンプス館などで工芸品等に関する情報発信の強化や作り手と使い手との交流を促進するなど、</p> <p>○理由 理想を述べるので客観的記述が良いと思われるが県民が具体的に想像できる範囲の記述も含まれていた方が分かり易いと考え。</p> <p>【第2回意見】産業振興部会 平良委員 (㈱プラザハウス代表取締役社長)</p> <p>○意見 伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興に対する県の取り組みが多々実施されていることを評価しております。しかしながら工芸事業者の経営基盤が脆弱である状況を踏まえた場合、産業(製品商品)として競争力を高める観点に加え、美術品の制作を施作とする観点を付加できないか。県立博物館・美術館の魅力向上に新たな展示品は不可欠であり技術の継承を保全とともに新たな観光素材の創出につながると察します。</p>	<p>→両委員の意見も踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>さらに、県内各地に点在する伝統工芸産業の中核施設として、新たに沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)を整備し、人材育成、商品開発、情報発信等の機能を強化するとともに、体験学習等の場として、作り手と使い手との交流を推進し、消費の拡大を図ります。</p> <p>→「沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)」として、歴史的、美術的価値の高い伝統工芸品の展示に加え、現代の価値観やライフスタイルに合わせて、工芸従事者が新たにデザイン企画や工芸品を制作し、随時展示、販売を行うとともに、沖縄の魅力を感じられる観光スポットとして整備するとして、上記修正案において委員のご意見も包含されていると考えております。</p>
<p>ウ 文化コンテンツ産業の振興</p> <p>沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用し、その魅力を最大限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図ります。</p> <p>このため、琉球音楽、琉球舞踊、組踊、エイサー、空手など国内外から評価されている文化資源のエンターテインメント性を高め、ショービジネスや演劇ライブのほかに、映像などのデジタルコンテンツといった新たな魅力が備わったコンテンツとして創造し、積極的な活用を図ります。</p> <p>また、多様な文化資源を産業化につなげるため、文化資源を活用した創造性の高いビジネスモデルの創出、異分野・新技術との連携による付加価値の高い商品開発や事業化等の取組を促進します。さらに、制作者や演出家など文化産業を支える人材の育成に取り組むとともに、創作活動拠点やビジネスプランに対する資金供給システムの整備など文化コンテンツ産業を支える環境整備に取り組めます。</p> <p>あわせて、文化コンテンツ産業の高付加価値化を図るため、関連産業の集積に努め、制作・販売・流通等を一体的に実施できる環境づくりを推進するとともに、知的財産の管理に関する知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>ウ 文化コンテンツ産業の振興</p> <p>文化資源を活用した新たな観光コンテンツを創出する取組として、舞台公演を観光コンテンツとして定番化するため、ブラッシュアップを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊りをはじめとする沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。また、これらの取組を通じ、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の育成を促した。さらに、国際的な演劇祭で披露した沖縄芸能公演が高い評価を得たことにより沖縄への関心が高まった。</p> <p>文化資源を活用し文化の産業化を図る取組として、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行ったことにより、沖縄本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたことで、沖縄への興味や関心を喚起し、観光誘客を促進するとともに、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。</p> <p>また、県内の団体等が行う文化資源を活用した取組や、アーツマネジメントを含め広く沖縄文化の継承者を育成するなど、これまで118件の取組に対し支援を行った。</p> <p>これらの取組を行ったものの、観光客の「文化観光」の比率については、いまだ観光客における文化公演等の認知度が低いことも影響し、平成27年度は4.5%となっており、目標値の達成は厳しい状況である。また、文化コンテンツ関連産業事業所数についても、平成26年で246事業所となり、目標値の達成は厳しい状況であるが、同産業の従業者数でみると、平成21年の1,773人から、平成26年は2,570人と797人の増加となっており、一定の成果がみられる。</p>	<p>ウ 文化コンテンツ産業の振興</p> <p>本県には、琉球舞踊や空手などの、世界に誇る優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めており、文化資源の多くを観光をはじめとする産業化につなげるためには、事業の自走化促進が図れるよう、人材の育成及びビジネスを支える総合的な環境の整備が必要である。また、文化の産業化に当たっては、守るべき伝統文化を大切に継承しつつ、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化コンテンツを創造し、伝統文化と新しい文化が相乗効果を生み出していくことが重要である。</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>(6) 価値創造のまちづくり 【基本施策の展開方向】 沖縄らしい景観・風景を次世代に守り継ぎ、風土に高める礎にするとともに、花と緑にあふれる潤いある県土の形成に継続的に取り組めるよう、県民意識の高揚と官民協働体制の構築を図り、時間とともにその価値が高まる地域づくりを推進します。</p>	<p>(6) 価値創造のまちづくり 【基本施策実施による成果等】 先人たちが創り、守り、育ててきた沖縄らしい風景を県民共有の財産として、次世代に引き継ぐとともに、人々を惹きつける魅力的なまちづくりを目指し、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア 沖縄らしい風景づくり 自然、歴史、伝統文化に育まれた地域景観資源を保全・再生し、それを最大限生かした個性豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景づくりを推進します。 このため、風景づくりの主体である市町村の景観行政団体への移行や景観計画及び景観条例の策定並びに地域住民が主導的役割を担う風景づくり推進体制の構築を促進するとともに、市町村間連携による広域的な風景づくりに取り組みます。 また、歴史遺産や御嶽・拝所、石垣、赤瓦など各地域の景観資源の保全・継承等に努めるとともに、環境・景観・利用等に配慮した河川・海岸、公園、道路等交通施設、農地・農村等の整備並びに無電柱化の推進、古民家の保全・再生・利用等による質の高い地域景観の創造に取り組みます。 さらに、官民連携と双方向の交流により、個性豊かな風景づくりに貢献する人材の育成及びネットワークの構築を図るとともに、良好な景観の形成に係る技術の研究開発を推進するほか、風景づくりを支援する制度等の活用を促進し、自然景観、文化的景観、歴史的景観等と調和する総合的な景観施策の展開を図ります。 あわせて、公共事業におけるライフサイクル全体の景観評価(景観アセスメント)システムの構築に取り組み、地域の景観形成を先導する公共事業によって、住民が誇りと愛着の持てる魅力的な景観形成を推進します。</p>	<p>ア 沖縄らしい風景づくり 市町村の景観行政団体（景観計画の策定等、風景づくりの主体となる行政機関）への移行促進のため、勉強会や研修会を開催し、担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組むとともに、景観法に基づく手続きや良好な地域景観の形成に係る助言等を行った結果、市町村景観行政団体数は、平成 23 年度の 21 団体から平成 27 年度の 31 団体へと増加しており、目標値を達成する見込みである。 また、公共事業における景観評価システムを、平成 27 年度に道路・河川・営繕・港湾の計 10 事業で試行運用したことで、景観アセスメント数は、既に目標値を達成している。今後は、試行事業の数や分野を増やしながら景観評価システム案を精査し、景観チェックリスト解説書等の策定を行っていく予定であり、平成 29 年度の本格運用に向けて順調に進捗している。 さらに、住民の河川に対する美化意識及び地域イメージの向上を図るため、自然環境に配慮しながら 20 河川にて護岸工事等の整備を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は順調に増加している。 あわせて、各地域が有する自然、歴史、風土等を生かした沖縄らしい良好な景観の形成に向けて、歴史景観と調和する都市公園の整備を進め、その効果を早期に実現させるため、一部完成した公園については部分的な供用開始に取り組んだが、供用面積については、地権者等との調整や文化財などの発掘調査等の影響もあり、平成 22 年度の 32.0 haから平成 27 年度は 33.4 haと微増に留まっており、目標値の達成は困難な状況となっている。</p>	<p>ア 沖縄らしい風景づくり 沖縄らしい良好な景観の形成に向けては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が不可欠であり、また、良質な公共空間の創出により地域の景観形成を先導するとともに、良好な景観形成に資する専門的な知識を有する人材育成や技術開発を行う必要がある。 さらに、河川や海岸などの水辺は、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっているとともに景観を構成する重要な要素であることから、良好な水辺環境・景観の創出が、引き続き求められている。 観光地や市街地においては、景観等への配慮から、無電柱化の推進が求められている。 また、景観を形成する古民家、集落の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等の取組が求められている。</p>		
<p>イ 花と緑あふれる県土の形成 亜熱帯の特性を生かし、花や緑であふれる魅力的な県土の形成を図り、潤いと安らぎのある「緑の美ら島」の創生を実現するため、都市緑化、道路緑化、郊外・農山村の緑化など、本県における緑化の取組を効率的かつ総合的に推進します。 このため、県民一体となった緑化の推進に向け、沖縄県全島緑化県民運動推進会議を中核に全島緑化県民運動を展開します。 また、人口が集中する都市部の緑化については、風致地区等の指定により、斜面緑地等の既存緑地の保全・育成を図るとともに、公園及び緑地の整備、公共施設・住宅等の屋上緑化、壁面緑化等を推進します。 さらに、道路の緑化については、観光地へのアクセス道路等において、亜熱帯性気候に適した道路植栽を生態系に配慮しながら推進するとともに、主要な道路の沿道空間における植樹等を強化するなど、沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間の創出等に取り組みます。 あわせて、郊外及び農山村の緑化については、郷土樹種を基本として、生態学的知見に基づき、沖縄の気候特性及び地域の景観に配慮した熱帯・亜熱帯性樹木の植栽を計画的に展開し、花と緑の質的・量的充実に取り組む</p>	<p>イ 花と緑あふれる県土の形成 地域住民等との協働による緑化を推進するため、沖縄県植樹祭、緑化コンクール、緑の少年団育成等による普及啓発や企業・学校・自治会・市町村等への花苗の提供、さらに地域住民等による「花と緑の名所づくり」への支援を行ったことで、県民による緑化活動件数が、平成 23 年度の 55 件から平成 27 年度の 59 件と 4 件増加しており、今後も地域住民等による緑化活動が期待される。 また、地元自治会、関係者等とも協力しながら円滑な公園整備に努め、さらに一部完成した公園について、部分的な供用開始に取り組んだが、都市計画区域における一人当たりの都市公園面積については、計画区域内の人口が増加していることなどから、ほぼ横ばいに留まっており、目標値の達成は困難な状況となっている。 さらに、主要道路の沿道等におけるアメニティ空間を創出するため、国際通りや首里城等の観光地へアクセスする主要路線 280km の緑化（草花等）を実施しており、目標値を達成している。</p>	<p>イ 花と緑あふれる県土の形成 行政のみならず、地域住民、企業等との協働による県民一体となった緑化を推進するとともに、沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用した、それぞれの地域にふさわしい緑地の創出が必要である。 また、主要な道路及び観光地へのアクセス道路等の沿道空間において、道路緑化及び植栽管理強化による沖縄らしい風景の創出や沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間を創出するとともに、郊外部では、良好な自然環境、営農環境と調和を図りながら集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の整備を行う必要がある。</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 (理由等)	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
ほか、荒廃原野における緑化等を推進します。				
<p>(7) 人間優先のまちづくり 【基本施策の展開方向】 高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせる環境づくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組みます。</p>	<p>(7) 人間優先のまちづくり 【基本施策実施による成果等】 すべての人にとって暮らしやすさを実感できる沖縄を実現するため、身近な場所で充実した活動ができる生活圏の形成や交通弱者に配慮した交通手段の確保など、人に優しいまちづくりを推進するため、各種施策を展開した。</p>			
<p>ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進 高齢者や障害者をはじめ誰もが安全かつ安心して暮らせるよう、<u>自由な行動</u>や社会参加の<u>機会を阻んでいる様々な</u>障壁の除去を行い、人に優しいまちづくりを推進します。 このため、ユニバーサルデザインの理念に基づく地域の形成に向け、歩行空間や公共交通施設などの公共空間及び日常生活における住宅等のバリアフリー化を推進するなど、公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入を図ります。 また、誰にでもわかりやすく、入手しやすい情報の発信に努めるとともに、認識不足等から生じる心のバリアを取り除くため、広報啓発に取り組みます。</p>	<p>ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進 高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、社会参加ができる地域社会を実現するため、多数の者が利用する公共施設等におけるバリアフリー化を促進した結果、沖縄県福祉のまちづくり条例で定める高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための基準に適合する施設が平成27年度までに1,046件整備されており、毎年増加していることから、目標値を達成する見込みである。 また、県営住宅のバリアフリー化については、県営住宅を建替える際、沖縄県公営住宅等の整備に関する基準を定める条例により室内の段差解消、便所や浴室の手すり設置等を行っているため、バリアフリー化率は平成22年度の22.8%から平成27年度は25.2%と改善が進んでいるが、新築棟の完成まで一定の期間を要することから、目標値の達成は困難な状況となっている。 さらに、都市公園のバリアフリー化については、地元自治会、利用者等の協力も得ながら、公園内施設におけるバリアフリー化の優先度を勘案し整備を推進したことで、バリアフリー化率は平成22年度の25.6%から平成26年度は28.6%と3ポイント上昇したものの、経年劣化の著しい施設や危険度判定調査等で改善が必要と判断された施設の整備も並行して行っているため、目標値の達成は困難な状況となっている。 あわせて、住宅のバリアフリー化については、県と市町村で担当者会議を年2回開催し、情報共有を行うことで、住宅リフォーム助成事業を実施する市町村が年々増えており、リフォーム支援戸数は順調に推移している。 このほか、日常生活や社会参加を困難にする障害の除去を図るため、手話通訳者等養成研修、手話通訳者や盲ろう者向け通訳介護員の派遣等を実施した。また、観光バリアフリーに対する意識啓発等を図るため、沖縄観光バリアフリーガイドブックを作成した。さらに、外国人観光客が利用しやすい環境づくりとして、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援した。 加えて、公共交通機関のバリアフリー化については、交通弱者を含む全ての人が利用しやすい環境づくりのため、乗降性に優れたノンステップバスを導入した。</p>	<p>ア まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進 まちづくりに当たっては、バリアフリー化にとどまらず、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが求められている。 また、沖縄県福祉のまちづくり条例施行により、新しい施設のバリアフリー化は進んでいるが、施行以前に整備された施設及び日常生活で利用する小規模施設、また住宅から施設、施設から施設の線（経路）や面（まち）としてのバリアフリー化が今後の課題である。</p>		
<p>イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進 歩いて暮らせる環境を創出するため、住民参加のもと、身近な場所で充実した活動ができる生活環境と安全で快適な移動環境の構築を図ります。 このため、日常の買い物等を行う商店街・中心市街地の活性化や医療福祉施設等の適正配置を促進するとともに、人と自然が共生する憩いの場の形成に向け、地域の多様なニーズに対応した身近な公園の整備等を促進します。 また、安全で快適なゆとりある道路空間を創出するため、交通安全対策の推進、歩道の設置や必要幅員の確保、</p>	<p>イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進 公共施設の整備や防災機能の改善によって都市機能の更新を図るため公園整備を行った。それにより都市公園は増加しているものの、市街地等の人口が集中している区域（D I D地区）の広がりが大きいことから、歩いて行ける身近な都市公園箇所数の増加にはつながっておらず、目標値の達成は困難な状況となっている。 また、歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりのため、平成24年度に指定された事故危険箇所の整備や防護柵の設置、滑り止め舗装等の交通事故対策を行い、交通安全の確保・向上を図るとともに、国道449号線（名護市屋部地内）や、県道37号線（うるま市与那城地内）等の歩道未整備箇所や狭隘箇所、</p>	<p>イ 歩いて暮らせる環境づくりの推進 本県では、戦後の復興期に、適切な都市計画が実施されなかった歴史的背景から、密集市街地や非効率な道路網が形成されるなど都市構造にゆがみを抱えており、その改善が求められている。 また、狭隘な通学路や歩道のない生活道路等において、十分な歩行空間が確保されていない危険な状況もあることから、交通弱者である高齢者や子供など歩行者が安全かつ安心して快適に移動でき</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 （理由等）	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
<p>無電柱化に取り組むとともに、街路樹を適切に配置・管理し、緑陰等による涼しい歩行空間の創出を図ります。さらに、効率的な市街地整備を図るため、民間の資金やノウハウを活用するとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、公園、道路、宅地等の一体的な整備に取り組みます。</p> <p>あわせて、住民参加のまちづくりを推進するため、都市計画マスタープラン策定への住民参加を図り、地域の創意工夫と個性を生かす景観計画や地区計画の策定を促すとともに、都市計画提案制度の活用を促進します。</p>	<p>通学路等において歩道の整備を行った。その結果、事故危険箇所での年間事故発生件数は、平成 24 年度の 22 件から平成 25 年度は 8 件と 14 件減少している。</p> <p>さらに、快適な歩行空間を確保するため、道路の緑化や除草等、適切な管理を行うとともに、無電柱化整備を推進した。しかし、関係機関との協議に時間を要し、次期無電柱化推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）の策定が遅れ、それに伴い要請者負担方式による計画路線の協議・選定も遅れたことや、埋蔵文化財調査や再開発事業等、他事業と関連する区間で遅れが生じたことなどにより整備が進まなかったことから、目標値の達成は困難な状況となっている。</p> <p>このほか、効果的な都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業では、都市計画区域内の土地について、道路、公園等の公共施設の整備改善と良好な宅地の利用増進に取り組み、健全な市街地形成が図られた。また、市街地再開発事業では、老朽建物が密集し、防災上、都市機能上の課題を抱える山里第一地区、農連市場地区において、権利変換計画認可を行い、工事着手の環境が整った。また、モノレール旭橋駅周辺地区においては、北工区の権利変換計画認可を行い、工事に着手し、施設建築物の完成に取り組んでいる。事業完了後は、老朽建築物の除去、敷地の統合、公共施設の整備、防災機能の改善など、土地の合理的利用かつ健全な高度利用を行うことにより都市機能の更新が図られる。</p> <p>さらに、まちづくりに対する住民の関心を高めるため、市町村景観行政担当者の景観に関する知識の習得及び連携強化に取り組みとともに、主体的に景観施策を展開できる景観行政団体への移行促進に向けて、都市計画法に基づく手続きや良好な地域景観の形成に係る助言等を市町村に対して行った結果、景観行政団体数は年々増加している。</p>	<p>る環境づくりが求められており、加えて、亜熱帯性気候に起因して植栽の成長速度が速く、歩行の妨げとなる状況が見られることから、道路緑化とあわせて適切な管理を行う必要がある。</p> <p>さらに、都市機能の低下が見られる地区については、老朽建築物の除去、敷地の統合、公共施設の整備、防災機能の改善など、土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより都市機能の更新を図る必要がある。</p> <p>あわせて、都市の質の向上を図り、住民にとってより身近で分かりやすいまちづくりを進めるため、住民の関心を高める必要がある。</p>		
<p>ウ 人に優しい交通手段の確保</p> <p>人に優しい交通手段を確保するため、公共交通機関の整備及び利用促進に取り組むとともに、TDM（交通需要マネジメント）やモビリティ・マネジメント等により、自家用車利用から公共交通利用への転換を図るほか、高齢者や障害者など交通弱者に配慮した移動手段の確保に取り組む。</p> <p>このため、沖縄都市モノレールについては、沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備等を推進し、高速道路との連携による利便性の向上に努めます。さらに、中南部都市圏・沖縄本島を縦断する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けた取組を推進します。</p> <p>また、公共交通の需要喚起のため、モノレール駅交通広場等における自動車、オートバイ、自転車利用者のためのパークアンドライド駐車場の整備、時差出勤、バスレーンの拡充、IC乗車券の導入、基幹バスシステムの導入や利用環境の改善等によるバス利用促進などTDM（交通需要マネジメント）を推進するほか、持続的な公共交通サービスが提供できるよう環境改善を図ります。さらに、自転車利用を促進するため、快適な自転車走行空間の整備に取り組むとともに、駐輪場の設置やコミュニティサイクルの普及等を促進します。</p> <p>あわせて、交通弱者の移動を確保するため、コミュニティバスや福祉交通等の移動抵抗の小さい交通手段の導入、中心商業地区におけるタウンモビリティの充実に向けた取組等を促進します。</p>	<p>ウ 人に優しい交通手段の確保</p> <p>沖縄本島の公共交通の骨格であるバス路線について、バス離れへ対応するため、ノンステップバスの導入やIC乗車券システムOKICAのモノレール及びバスでのサービス開始、さらに基幹バス導入に向けたバスレーン延長や啓発活動等を実施したが、依然として県民の自動車依存が高いことや市街地の拡大等が影響し、乗合バス利用者は平成 26 年度は 74,531 人と基準値から減少し、目標値の達成は困難な状況となっているものの、減少に歯止めがかかりつつある。</p> <p>また、モノレールの利用を促進するため、駅周辺サインの4カ国語表記、ユニバーサルデザイン化を行ったほか、沿線施設と連携した外国人観光客向けパンフレットの作成、モノレールとの乗継を意識したバス実証実験などの環境整備を行った結果、利用者の利便性が向上し、平成 27 年度のモノレール乗客数は 44,145 人となり、現時点で目標値を達成している。</p> <p>モノレール延長整備については、幸地IC（仮称）の沖縄自動車道との連結許可を得るとともに実施設計を行ったほか、延長区間第4駅に隣接するパークアンドライド駐車場の整備については、都市計画決定、事業認可取得などの手続きを実施した。</p> <p>このほか、鉄軌道を含む基幹的な公共交通システムの導入については、平成 24 年度から平成 25 年度の県調査において、鉄軌道の導入ルートやシステム、事業スキーム等を検討した結果、特例的な制度の創設により事業採算性確保の可能性が示された。また、鉄軌道導入に関するシンポジウムを平成 24 年度と平成 25 年度に開催するとともに、平成 26 年度から平成 27 年度にかけては、学識経験者等で構成された委員会での議論や県民意見を踏まえ決定した計画検討の進め方に基づき、県民参加型の計画案づくりを推進した。</p>	<p>ウ 人に優しい交通手段の確保</p> <p>沖縄本島の公共交通の骨格であるバス交通は、これまで利用者数の減少が続いていたことから、バス路線の確保・維持が大きな課題となっており、利便性向上が急務となっている。</p> <p>また、沖縄都市モノレールの沖縄自動車道（西原入口）までの延長整備を図り、効果的・広域的な利用を推進し、定時・定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成することにより、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図るとともに、県民及び観光客へモノレール需要を喚起し、自動車から公共交通への転換を促進させる必要がある。</p> <p>さらに、本県は鉄道を有していない唯一の県であり、戦後、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われず、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び自動車交通量の増加などが、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせていることから、「骨格性」、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通システムの導入が求められている。</p> <p>あわせて、環境や人にやさしい交通手段としての自転車利用環境の整備や、高</p>		

基本計画改定（案）	中間評価結果		委員意見 （理由等）	委員意見に対する県の考え
	【基本施策実施による成果等】	【今後の課題】		
		齢者等の交通弱者に対する車に頼らなくても移動できるような交通システムや交通環境の構築が求められる。		